

宮崎労働局発表

平成26年7月29日解禁

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 菱井 年

地方労働衛生専門官 松澤 良

(代表電話)0985(38)8825

(直通電話)0985(38)8835

メンタルヘルス対策自主点検の結果について

～ 県内の規模100人以上の事業場におけるメンタルヘルスの取組状況を調査 ～

近年、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は大きなものがあり、仕事に関して強い不安やストレス等を感じている労働者の割合は約半数に上り、精神障害等による労災認定件数も高い水準で推移しています。

また、事業場の中には、専門家がない、取組方法が分からない等の理由から、メンタルヘルス対策の取組が行われていない状況が見られます。

このため、宮崎労働局（局長 佐藤 俊彦(さとうとしひこ)）は、メンタルヘルス対策の取組状況を把握するため、平成26年5月に、県内の事業場に対し調査を実施しました。

このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

宮崎県内の規模100人以上の事業場のうち88.0%の事業場が、職場におけるメンタルヘルス問題に関心を持ち、何らかの取組を行っているが、重点対策4項目(①「メンタルヘルス推進担当者の選任」、②「労働者に対する教育研修、情報提供」、③「管理監督者に対する教育研修、情報提供」及び④「心の健康づくり計画の策定」)のすべてを実施している事業場は43.0%で、特に「心の健康づくり計画」を策定している事業場は48.2%にとどまっている。

1 自主点検の対象事業場について

宮崎県内に所在する事業場規模 100 人以上の 407 事業場のうち、平成 25 年度の自主点検の結果においてメンタルヘルス対策が未実施であった 283 事業場を対象とした。

* 「メンタルヘルス対策が未実施であった事業場」とは、重点対策である①「メンタルヘルス推進担当者の選任」、②「労働者に対する教育研修、情報提供」、③「管理監督者に対する教育研修、情報提供」及び④「心の健康づくり計画の策定」の 4 項目すべてを実施している事業場以外のものをいう。

2 自主点検の方法

別添資料 1 「メンタルヘルス対策自主点検票」を郵送し、240 事業場から回答があった。

以下、回答のあった 240 事業場について分析を行なった。

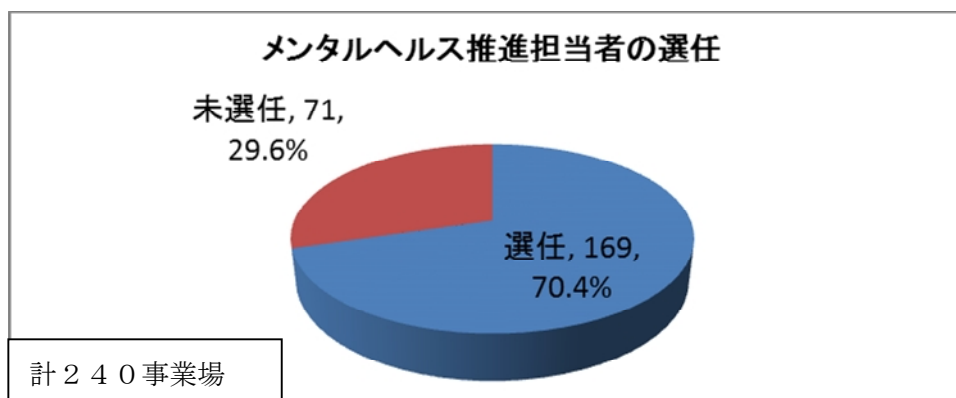
3 回答内容について

メンタルヘルス対策の取組内容では、「メンタル不調者の把握」(90.8%)が最も多く、次いで、「医療機関や専門相談機関の把握」(83.8%)、「メンタルヘルス推進担当者の選任(重点対策①)」(70.4%)、「労働者に対する教育研修・情報提供(重点対策②)」(70.0%)となっている。

他方、「心の健康づくり計画の策定(重点対策④)」(30.0%)や「メンタルヘルス不調者職場復帰支援プログラムの策定」(18.3%)の取組は低調である。

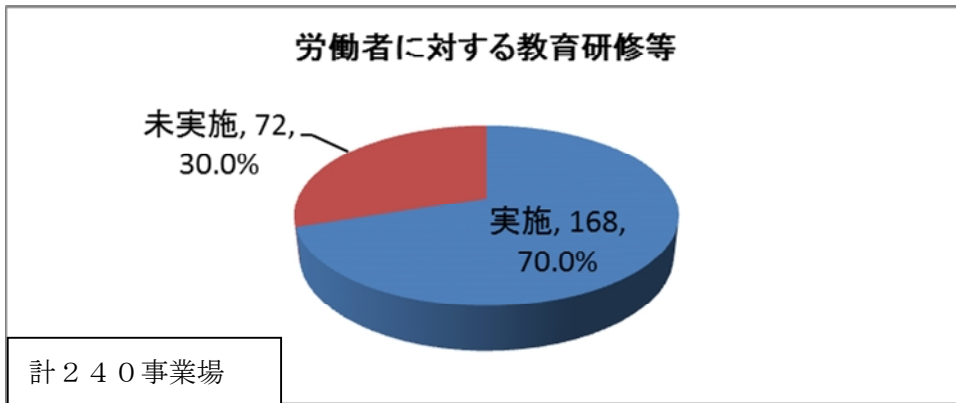
(1) 事業場内のメンタルヘルス推進担当者の選任(重点対策①)

169 事業場(回答事業場の 70.4%)が選任しているが、71 事業場(29.6%)が未選任である。



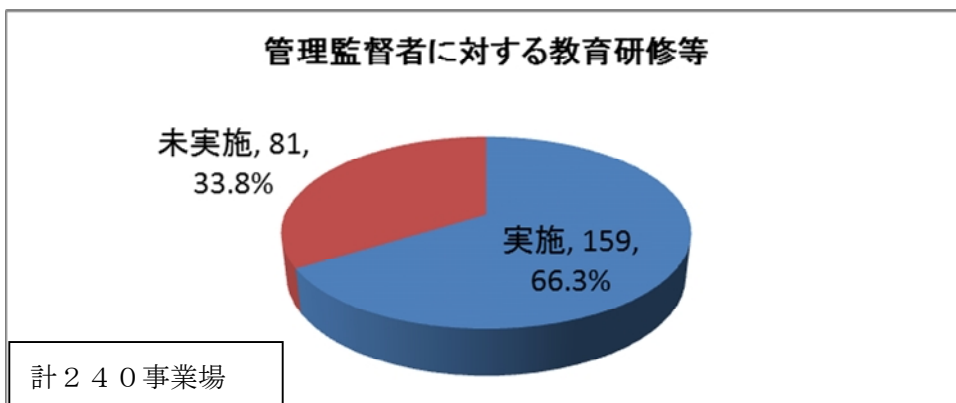
(2) 労働者に対する教育研修・情報提供（重点対策②）

168 事業場（70.0%）で実施しているが、72 事業場（30.0%）が未実施である。



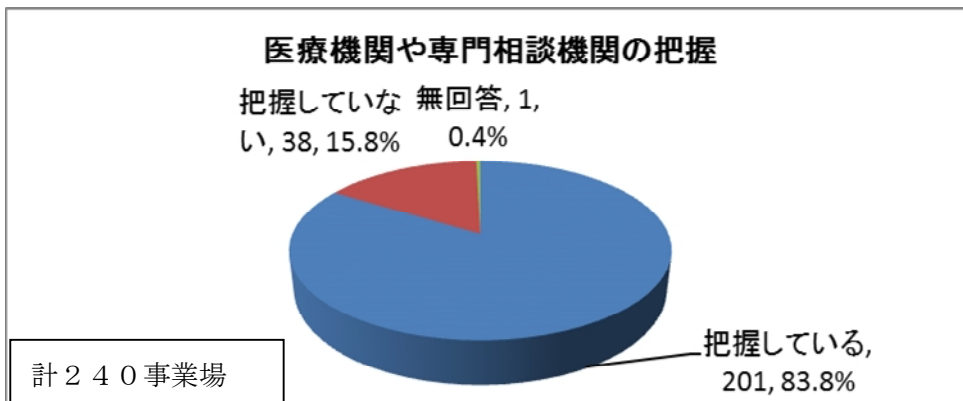
(3) 管理監督者に対する教育研修・情報提供（重点対象③）

159 事業場（66.3%）で実施しているが、81 事業場（33.8%）が未実施である。



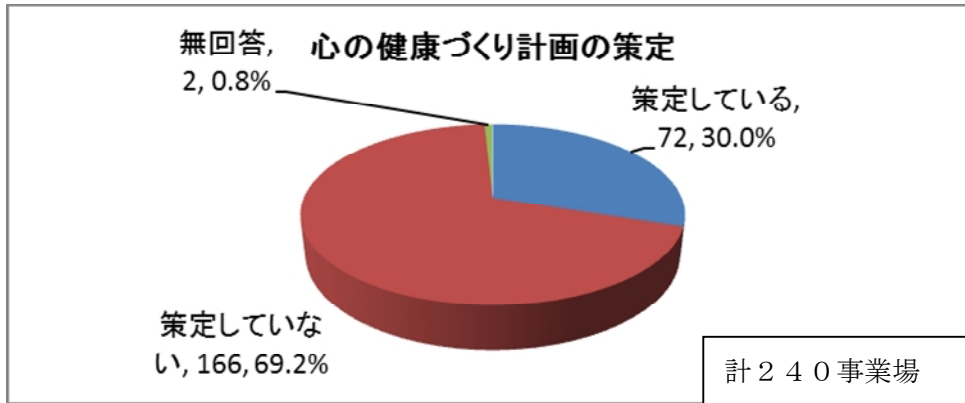
(4) 精神科医等の医療機関や専門相談機関の把握等事業場外資源の活用

201 事業場（83.8%）で把握している。



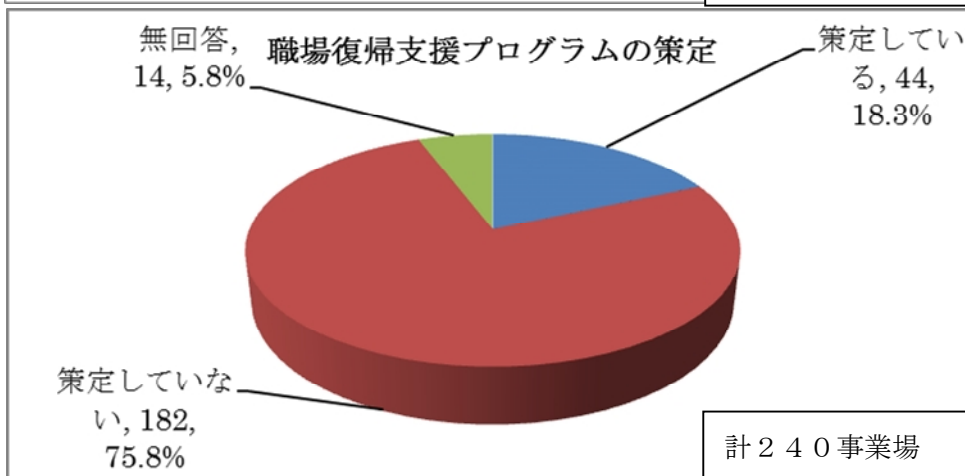
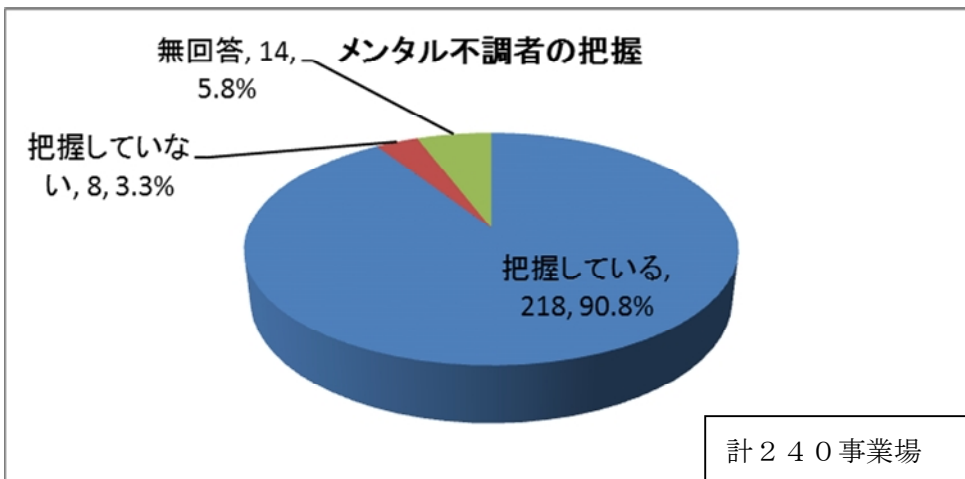
(5) 心の健康づくり計画の策定（重点対策④）

策定している事業場は72事業場（30.0%）で、166事業場（69.2%）が策定していない。



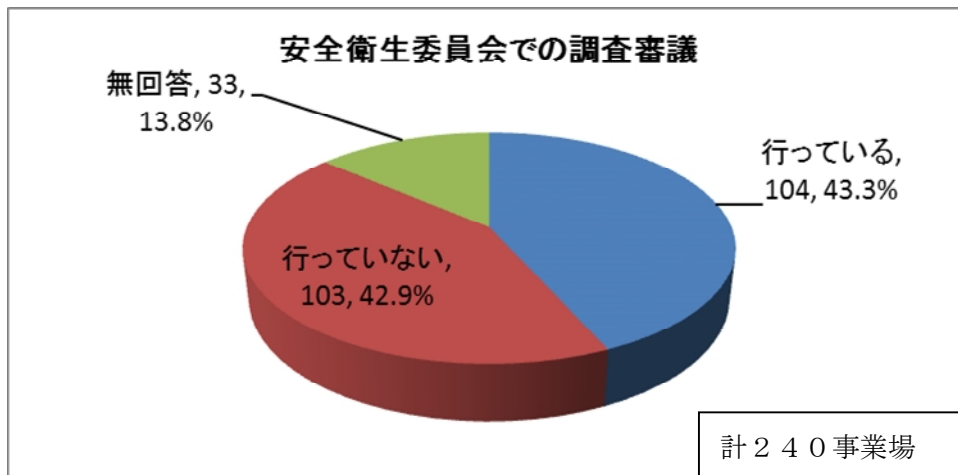
(6) メンタル不調者の把握・職場復帰支援

218事業場（90.8%）で何らかの把握をしているが、メンタル不調者職場復帰支援プログラムを策定している事業場は、44事業場（18.3%）にとどまっている。

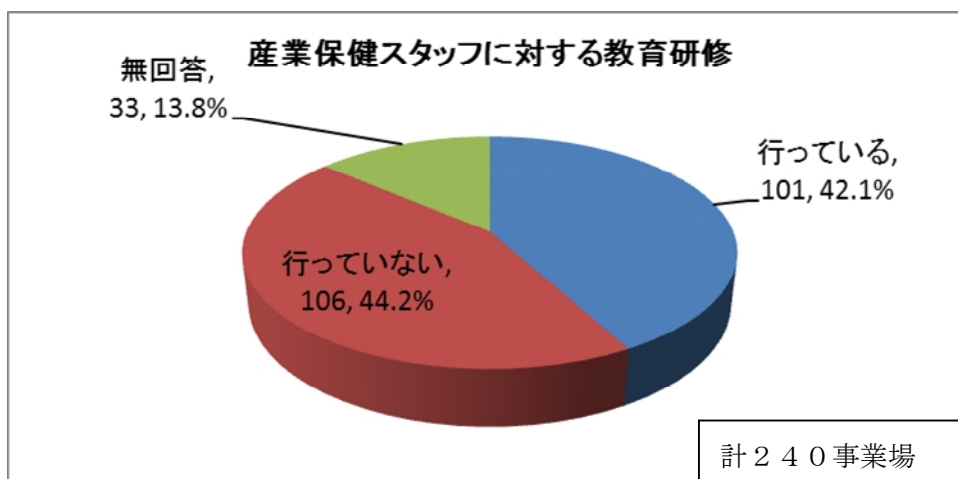


(7) その他の取組

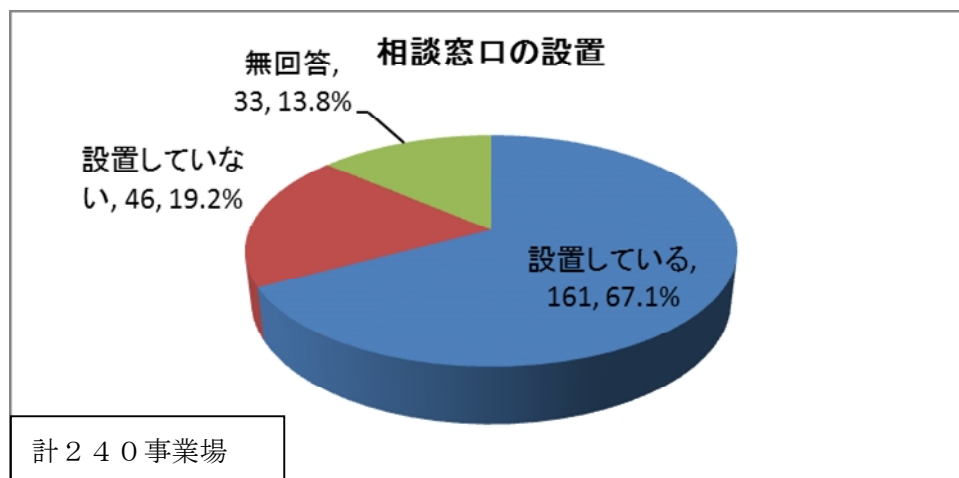
①安全衛生委員会等においてメンタルヘルスに係る調査審議を行っている事業場は、104 事業場（43.3%）である。



②衛生管理者等産業保健スタッフへの教育研修・情報提供を行っている事業場は、101 事業場（42.1%）である。



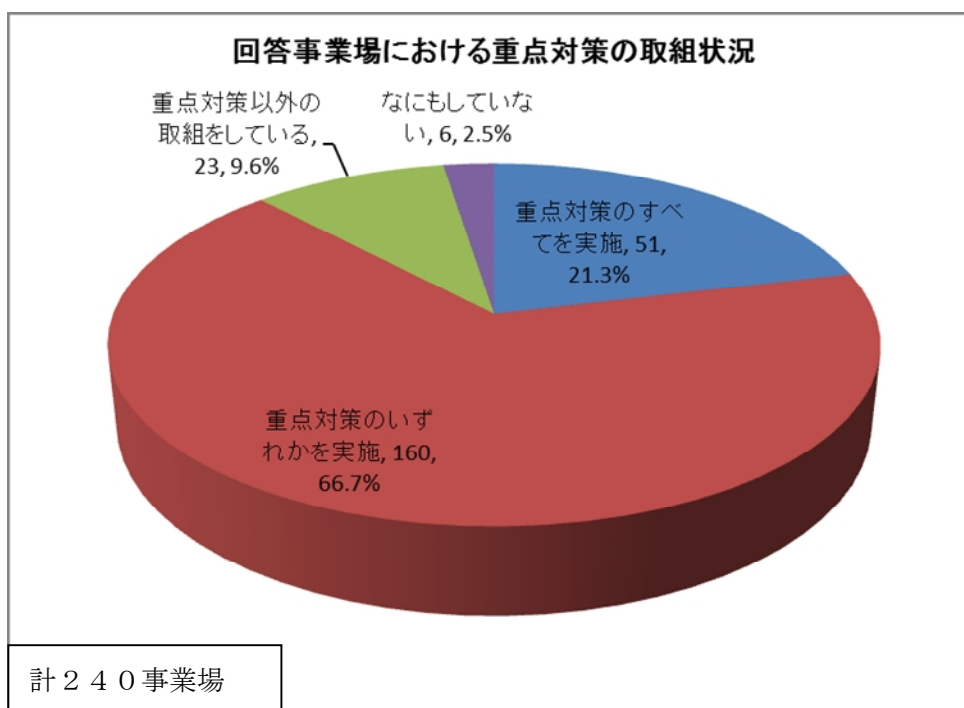
③相談窓口を設置している事業場は、161 事業場（67.1%）である。



4 重点対策の取組状況について

重点対策である①「メンタルヘルス推進担当者の選任」、②「労働者に対する教育研修、情報提供」、③「管理監督者に対する教育研修、情報提供」及び④「心の健康づくり計画の策定」の4項目について、「いずれの事項についても実施している事業場」は、51 事業場（21.3%）である。

また、4項目のいずれかを実施している事業場は160 事業場（66.7%）、4項目のいずれも実施していない事業場は29 事業場（12.1%）である。



5 宮崎県内の規模 100 人以上の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組状況

(1) 取組状況

平成 25 年度の自主点検結果と今回の自主点検結果を合計すると、宮崎県内の規模 100 人以上の 407 事業場のうち 358 事業場（前回把握 124、今回把握 234）（88.0%）の事業場が、職場におけるメンタルヘルス問題に関心を持ち、何らかの取組を行っている。

他方、全く取り組んでいない事業場は 6 事業場、自主点検に回答しないため取組状況が不明な事業場は 43 事業場で、計 49 事業場（12.0%）で取組が進んでないと思われる。

(2) 重点対策の実施状況

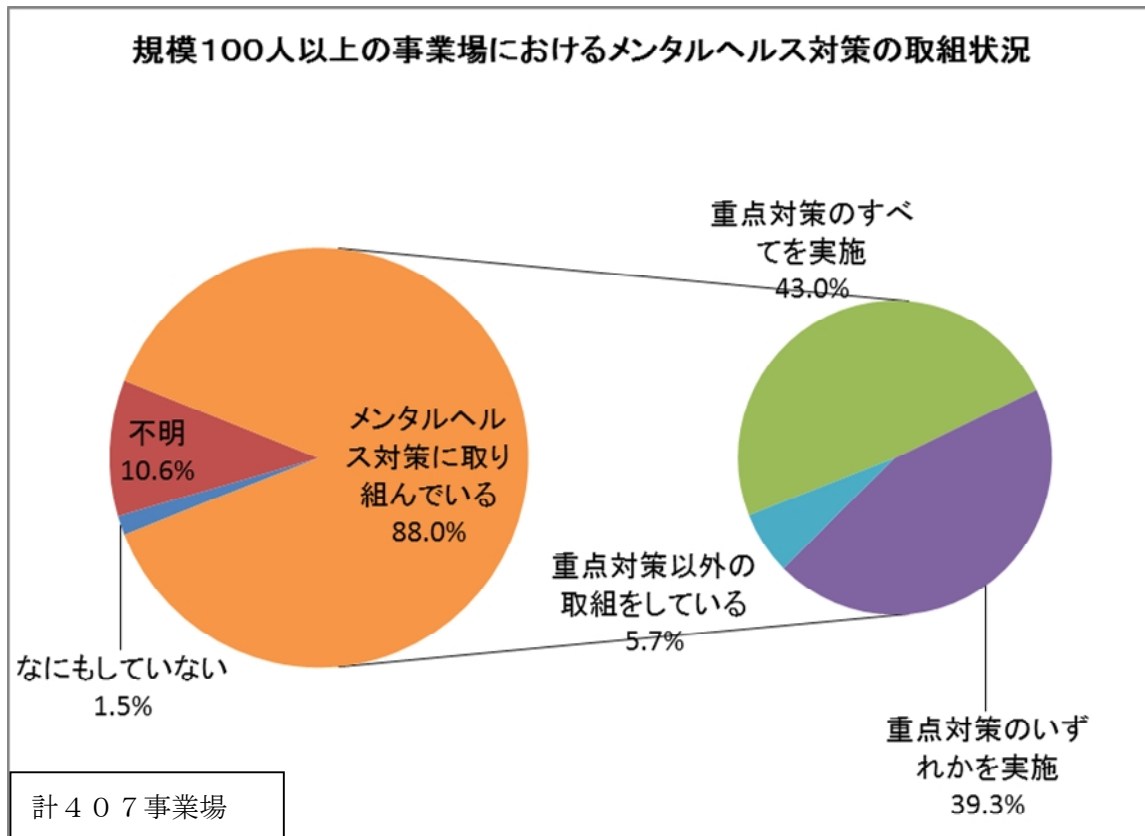
重点対策である 4 項目について、「いずれの事項についても実施している事業場」は、平成 25 年度自主点検では 124 事業場（第 1 回点検 95 事業場、第 2 回点検 29 事業場）であり、今回の 51 事業場を加えると「いずれの事項についても実施している」事業場は、宮崎県内の規模 100 人以上の 407 事業場のうち 175 事業場（43.0%）である。

4 項目のすべてではないが、いずれかを実施している事業場は 160 事業場（39.3%）であり、上記 175 事業場を含め、重点対策である 4 項目について取り組んでいる事業場は、宮崎県内の規模 100 人以上の 407 事業場のうち 335 事業場（82.3%）である。

(3) その他の取組状況

重点対策の 4 項目以外の何らかの取組をしている事業場は、宮崎県内の規模 100 人以上の 407 事業場のうち 23 事業場（5.7%）である。

重点対策の 4 項目に対する取組と合わせると、上記したとおり、宮崎県内の規模 100 人以上の 407 事業場のうち 358 事業場（88.0%）の事業場が、職場におけるメンタルヘルス問題に関心を持ち、何らかの取組を行っている。



6 宮崎産業保健総合支援センターの活用について

厚生労働省の委託機関である独立行政法人労働者健康福祉機構 宮崎産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策についての総合支援窓口として、精神科医やカウンセラー等の専門家による相談対応、メンタルヘルス対策に関する情報の提供等を無料で行っています。

また、職場復帰支援プログラムの策定支援や管理監督者の教育研修、メンタル相談等についても無料で行っています。

独立行政法人労働者健康福祉機構 宮崎産業保健総合支援センター
 住所：宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命ビル6階
 電話： 0985-62-2511

〔添付書類〕

資料番号1 メンタルヘルス対策自主点検票

資料番号2 事業場におけるメンタルヘルス対策の具体的取組

資料番号3 精神障害労災認定状況

資料番号4 全国と宮崎県の自殺者数の推移（平成15年～平成25年）

資料番号5 産業保健活動総合支援事業のご案内
平成26年4月から新しい支援体制がスタート